**第４編　推計方法**

##### 経済活動別府内総生産(名目)

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 総生産額＝産出額(自社開発ソフトウェア、企業内研究開発R&Dを含む)－中間投入額(FISIM消費額、政府手数料を含む) |
| 1 農林水産業(1) 農業 | (1)＋(2)＋(3)[産出額]＝①＋②① 農業＝米麦生産業＋その他の耕種農業＋畜産業の各産出額② 農業サービス業＝全国産出額×従業者数対全国比[中間投入額]＝①＋②① 農業＝産出額×国の中間投入比率② 農業サービス業 ＝産出額×国の中間投入比率 | 生産農業所得統計(農林水産省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)内閣府資料 |
| (2) 林業 | [産出額]＝①＋②① 育林業＝育林の生産額×(民有林の林野面積／全林野面積)② 素材生産業＝木材生産額×(民有林の林野面積／全林野面積)＋薪炭生産＋栽培きのこ類生産＋林野副産物採取[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 大阪府産業連関表(府統計課)林業産出額(旧生産林業所得統計)(農林水産省)農林業センサス(農林水産省)内閣府資料 |
| (3) 水産業 | [産出額]＝①＋②① 海面漁業･海面養殖業＝各漁業生産額② 内水面漁業･内水面養殖業＝漁獲量×市場単価[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 漁業生産額(農林水産省)漁業・養殖業生産統計(農林水産省)内閣府資料 |
| ２鉱業 | [産出額]＝全国産出額×従業者数対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)内閣府資料 |
| ３製造業 | [産出額]＝①＋②① 工業統計分(砕石製造業除く)＝(ア－イ＋ウ)×エ＋オア 販売電力収入を除く製造品出荷額等イ 転売商品の仕入額ウ 製造品及び半製品・仕掛品在庫純増エ 年度転換比率＝(生産指数の年度値×産出物価指数の年度値)／(生産指数の暦年値×産出物価指数の暦年値)オ 自社開発ソフトウェア及び企業内研究開発R&D産出額② 造幣局分＝財政状況調査より[中間投入額]＝①＋②① 工業統計分(砕石製造業除く)＝(ア－イ－ウ)×エ＋オ＋カア 原材料使用額等イ 製造等に関連した外注費ウ 転売商品の仕入額エ 年度転換比率＝(生産指数の年度値×投入物価指数の年度値)／(生産指数の暦年値×投入物価指数の暦年値)オ 政府手数料、FISIM消費額カ 間接費＝産出額×国の間接費比率② 造幣局分＝財政状況調査より | 大阪府工業指数(府統計課)工業統計調査(経済産業省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)経済構造実態調査(総務省・経済産業省)直接照会製造業部門別投入・産出物価指数(日本銀行)内閣府資料 |
| ４電気・ガス・水道・廃棄物処理業(1) 電気業 | (1)＋(2)[産出額]＝①＋②① 発電部門＝国の発電部門産出額×発電金額対全国比② 送配電部門＝国の送配電部門産出額×消費電力金額対全国比[中間投入額]＝①＋②①発電部門＝発電部門産出額×発電部門中間投入比率②送配電部門＝送配電部門産出額×送配電部門中間投入比率 | 電力会社の財務諸表地方公営企業決算状況調査(総務省)電力調査統計(資源エネルギー庁)内閣府資料 |
| (2) ガス・水道・廃棄物処理業 | ①＋②＋③＋④① ガス業[産出額]＝ガス供給業者営業収入×ガス供給量の府分割合[中間投入額]＝産出額×中間投入比率(原料費＋電力費＋材料費の産出額に対する比率)② 熱供給業[産出額]＝各熱供給業者の府内における事業の売上高の合計[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率③ 水道業[産出額]＝営業収益－受託工事収益－受水費[中間投入額]＝動力費＋修繕費＋材料費＋薬品費＋その他④ 廃棄物処理業[産出額]＝ア×イ×ウア 全国値イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」を参照 | 直接照会大阪府統計年鑑(府統計課)地方財政状況調査(総務省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 5 建設業 | [産出額]＝①＋②① 建築工事・土木工事＝ア×イア 建築投資工事推計額(国値)イ 出来高ベース工事高府分比率※以上の計算を、建築工事(民間・公共)、土木工事(民間・公共)別に行う。② 補修工事＝ア×イア 建築工事・土木工事の産出額イ 建設補修率＝建設補修／(建築＋土木)[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 建設総合統計年度報(国土交通省)建設投資見通し(国土交通省)大阪府産業連関表(府統計課)建設工事施工統計調査(国土交通省)内閣府資料 |
| 6 卸売・小売業 | [商業統計実施年の産出額]＝①×②① 全国値② 年間販売額等の対全国比＝(ア－イ－ウ)×エ＋オア 年間販売額イ 本支店間移動額ウ 製造業の販売事業所分額(卸売業のみ)エ マージン率＝(販売額－仕入額)／販売額オ その他の収入額[商業統計実施年以外の産出額]＝①×②① 商業統計実施年の産出額② 商業販売額の伸び率(補間の場合は補外値と商業統計との乖離を幾何平均により補正した伸び率)[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 商業統計調査(経済産業省)商業動態統計調査(経済産業省)法人企業統計(財務省)内閣府資料 |
| 7 運輸・郵便業 | [産出額]＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)(1) 鉄道業＝①＋②＋③① JR旅客＝鉄軌道分営業収益×乗車人員数対全国比② JR貨物＝鉄軌道分営業収益×貨物取扱数量(発送トン数)対全国比③ JR以外の鉄道・軌道・索道＝営業収入の大阪府分(2) 道路運送業＝①＋②① 道路旅客業＝乗合バス＋貸切バス＋ハイヤー・タクシーの営業収入の大阪府分② 道路貨物輸送業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 貨物運送取扱実績(輸送トン数)対全国比(3) 水運業＝①＋②＋③① 外洋輸送業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 海上出入貨物における外国貿易貨物量(輸出)の対全国比② 沿海･内水面輸送業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比③ 港湾運送業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 海上出入貨物量(輸移出＋輸移入)の対全国比(4) 航空運輸業＝①＋②① 国内航空運輸業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 空港発人数(国内線)の対全国比② 国際航空運輸業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 旅客数(発便)(国際線)の対全国比(5) その他の運輸業＝①～⑦の合計① 貨物運送取扱＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比② 倉庫業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 普通倉庫の年度平均月末在庫量対全国比③ こん包業：「① 貨物運送取扱」と同様④ 道路輸送施設提供業＝ア＋イ＋ウア 高速道路・有料道路等＝料金収入の大阪府内分イ 路外駐車場＝(a)×(b)×(c)(a) 全国産出額(b) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(c) 駐車可能台数対全国比ウ 自動車ターミナル＝(a)×(b)×(c)(a) 全国産出額(b) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(c) 自動車ターミナル数対全国比⑤ その他の水運附帯サービス業：「① 貨物運送取扱」と同様⑥ 航空施設管理･その他の航空附帯サービス業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 航空運輸業産出額対全国比⑦ 旅行･その他の運輸附帯サービス業＝ア＋イア 民泊仲介業者(プラットフォーマー)への支払(仲介手数料)：「11 不動産業」で推計イ ア以外：「① 貨物運送取扱」と同様(6) 郵便業＝全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」を参照 | 直接照会貨物地域流動調査(国土交通省)大阪市高速鉄道事業会計決算書鉄道輸送統計年報(国土交通省)第３次産業活動指数(経済産業省)交通関連統計資料集(国土交通省)港湾統計年報(国土交通省)航空輸送統計年報(国土交通省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)大阪府統計年鑑(府統計課)倉庫統計季報(国土交通省)大阪市有料道路事業会計決算書産業連関表(総務省)自動車駐車場年報 大阪府道路公社決算書毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 8 宿泊・飲食サービス業 | [産出額]＝(1)＋(2)(1) 飲食サービス業＝①×②×③① 全国産出額② 年度転換比率(第３次産業活動指数)③ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比(2) 旅館・その他の宿泊所：「(1) 飲食サービス業」と同様[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 9 情報通信業(1) 通信・放送業 | (1)＋(2)[産出額]＝①＋②① 電信・電話業＝ア＋イ＋ウア 通信業＝(a)×(b)×(c)(a) 全国産出額(b) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(c) 加入電話発信回数対全国比イ 電気通信に附帯するサービス業＝(a)×(b)×(c)(a) 全国産出額(b) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(c) 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比ウ インターネット付随サービス業：「イ 電気通信に附帯するサービス業」と同様② 放送業＝ア＋イ＋ウア 公共放送業＝(a)＋(b)(a) 大阪府受信料収入額(b) 全国交付金収入額×受信料収入対全国比イ 民間放送業＝(営業収入－代理店手数料)×従業者数対全社比ウ 有線放送業＝(a)×(b)×(c)(a) 全国産出額(b) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(c) 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | テレコムデータブック(電気通信事業者協会)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)直接照会毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業 | [産出額]＝①＋②① 情報サービス業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比② 映像・音声・文字情報制作業：「① 情報サービス業」と同様[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)直接照会毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 10 金融・保険業 | [産出額]＝(1)＋(2)(1) 金融業＝①＋②＋③① 日本銀行＝ア＋イア 市場産出分(受取手数料)＝全国産出額×従業者数対全国比イ 非市場産出分：東京都のみに計上する。② 預金取扱機関＝ア＋イ　※民間・公的別に推計するア FISIM産出額＝(a)＋(b)(a) 借り手側FISIM産出額＝全国産出額×貸出金残高対全国比(b) 貸し手側FISIM産出額＝全国産出額×預金残高対全国比イ 受取手数料＝全国値×(貸出残高＋預金残高)対全国比③ その他の金融機関(受取手数料)＝ア×イア 全国産出額イ 従業者数対全国比(2) 保険業＝①＋②＋③① 生命保険＝ア＋イア 民間生命保険＝全国産出額×保有契約高対全国比イ 公的生命保険＝全国産出額×保有契約金額対全国比② 年金基金＝ア＋イア 民間年金基金＝全国産出額×加入者数対全国比イ 公的年金基金＝全国産出額×加入者数等対全国比③ 非生命保険＝ア＋イ＋ウア 民間非生命保険＝各機関の産出額×分割比率の合計[分割比率]保険料の対全国比、保険金の対全国比、損害保険会社の産出額全国比等イ 公的非生命保険＝各機関の産出額の合計ウ 定型保証＝(a)＋(b)(a) 信用保証協会＝経常支出のうち業務費(b) 住宅ローン保証を提供する機関＝全国産出額×住宅・土地に係る負債額の対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 日本銀行統計直接照会全国信用金庫概況農林金融日本政策金融公庫日本学生支援機構地方財政状況調査(総務省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)学校基本調査(文部科学省)住宅金融支援機構ゆうちょ銀行商工中金損害保険料率算出機構HP生命保険事業概況厚生年金・国民年金事業年報(厚生労働省)勤労者退職金共済機構HP国勢調査(総務省)中小企業基盤整備機構HP全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)直接照会内閣府資料 |
| 11 不動産業(1) 住宅賃貸業 | (1)＋(2)[産出額]＝①＋②＋③① 家賃(民泊分除く)＝アーイア 家賃　※支出系列で推計イ 持ち家の帰属家賃のうち民泊分② 大阪府の住宅宿泊サービス支払額＝民泊総産出額×0.9※民泊総産出額の10％を民泊仲介業者(プラットフォーマー)への支払額(仲介手数料)とし、「7 運輸・郵便業の(5)⑦ 旅行・その他の運輸附帯サービス業」に加算③ 自社開発ソフトウェア[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 国民経済計算(内閣府)住宅宿泊事業法の施行状況内閣府資料 |
| (2) その他の不動産業 | [産出額]＝①＋②① 不動産仲介業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比② 不動産賃貸業：「① 不動産仲介業」と同様[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 12 専門・科学技術、業務支援サービス業 | [産出額]＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)(1) 研究開発サービス＝①×②×③① 全国産出額② 年度転換比率(第３次産業活動指数)③ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比(2) 広告業：「(1) 研究開発サービス」と同様(3) 物品賃貸サービス業：「(1) 研究開発サービス」と同様(4) その他の対事業所サービス業：「(1) 研究開発サービス」と同様(5) 獣医業＝①×②① 全国産出額② 獣医師数対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」及び「18 非市場生産者(非営利)」を参照 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)獣医師の届出状況(農林水産省)内閣府資料 |
| 13 公務 | 「17 非市場生産者(政府)」を参照 |  |
| 14 教育 | [産出額]＝(1)×(2)×(3)(1) 全国産出額(2) 年度転換比率(第３次産業活動指数)(3) 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」及び「18 非市場生産者(非営利)」を参照 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 15 保健衛生・社会事業 | [産出額]＝(1)＋(2)(1) 医療・保健＝①＋②＋③① 医療業＝ア×(1＋イ)ア 保険適用となる傷病治療費＝公費負担分＋保険者等負担分＋後期高齢者医療給付分(旧老人保健分)＋患者負担分イ 保険外診療比率＝保険外診療収入／保険診療収入② 保健衛生業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比従業者数③ 社会福祉業：「② 保健衛生業」と同様(2) 介護＝①＋②① 介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入・住宅改修費除く)② 市町村特別給付費用額[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」及び「18 非市場生産者(非営利)」を参照 | 国民医療費(厚生労働省)基金年報後期高齢者医療事業状況報告(厚生労働省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)介護保険事業状況報告毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 16 その他のサービス | [産出額]＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)(1) 自動車整備・機械修理業＝①＋②① 自動車整備業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 自動車保有車両数の対全国比② 機械修理業＝ア×イ×ウア 全国産出額イ 年度転換比率(第３次産業活動指数)ウ 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比(2) 会員制企業団体：「(1)② 機械修理業」と同様(3) 娯楽業：「(1)② 機械修理業」と同様(4) 洗濯・理容・美容・浴場業：「(1)② 機械修理業」と同様(5) その他の対個人サービス業(分類不明を含む)：「(1)② 機械修理業」と同様[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率※非市場生産者分は「17 非市場生産者(政府)」及び「18 非市場生産者(非営利)」を参照 | 交通関連統計資料集(国土交通省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)第３次産業活動指数(経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 17 非市場生産者(政府) | [産出額]＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)(1) 雇用者報酬：給与、諸手当、賃金、社会保障基金等対する雇主の拠出金、退職金、給与住宅差額家賃等を決算書等から集計(2) 中間投入：物件費(賃金を除く)、維持修繕費、FISIM消費額、ソフトウェア(控除)、日本銀行の非市場産出分(※東京都のみ)を決算書等から集計(3) 固定資本減耗＝ア×イア 産出額(固定資本減耗を除く)イ 国の固定資本減耗比率＝国の固定資本減耗÷国の産出額(固定資本減耗を除く)(4) 生産・輸入品に課される税：国有財産所在市町村交付金、自動車重量税、公課費等を決算書等から集計 | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)地方公営企業決算状況(総務省)直接照会大阪府歳入歳出決算書大阪市決算書内閣府資料 |
| 18 非市場生産者(非営利) | [産出額]＝(1)×(2)(1) 全国産出額(2) 従業者数×一人当たり現金給与の対全国比[中間投入額]＝産出額×国の中間投入比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)毎月勤労統計調査(厚生労働省・府統計課)内閣府資料 |
| 19企業内研究開発R&D産出額 | 企業内研究開発R&D産出額＝(1)×(2)(1) 企業内研究開発R&D産出額の全国値(2) 研究者・技術者数の対全国比 | 国勢調査(総務省)内閣府資料 |
| 20 自社開発ソフトウェア産出額 | 自社開発ソフトウェア産出額＝(1)×(2)(1) 自社開発ソフトウェア産出額の全国値(2) 自社開発ソフトウェア産出額を除く産出額の対全国比 | 内閣府資料 |
| 21 輸入品に課される税・関税 | 税額＝輸入関税＋税関分(消費税＋酒税＋たばこ税＋揮発油税＋石油・石炭税＋物品税等) | 直接照会 |
| 22 (控除)総資本形成に係る消費税 | 控除額＝投資額×投資税額控除比率住宅投資(民間・公的)及び一般政府については、税額控除はないものとする。 | 国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |

##### 経済活動別府内総生産(実質：連鎖方式)

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 年度デフレーター(以下、デフレーターを「DF」と表す)2 計算の手順(1) t年度の前年度基準の実質産出額(2) t年度の前年度基準の実質中間投入額(3) t年度の前年度基準の実質総生産額(4) t年度の前年度基準の実質総生産額の対前年増減率(5) t年度の連鎖方式の実質総生産額の一次推計値(6) t年度の連鎖方式の実質総生産額(平成27暦年基準)(a) 平成27年度の平成27暦年基準の実質総生産額3 連鎖統合(上位部門の統合) | 暦年DF×(年度価格指数／暦年価格指数)t年度の名目産出額／(t年度の産出DF／t-1年度の産出DF)t年度の名目中間投入額／(t年度の中間投入DF／t-1年度の中間投入DF)(1)－(2)(3)t年度の前年度基準の実質総生産額／t-1年度の名目総生産額推計開始年度(平成23年度)の名目生産額×平成24年度の前年度基準の実質総生産額の対前年度増減率×平成25年度の前年度基準の実質総生産額の対前年度増減率・・・×T年度の前年度基準の実質総生産額の対前年度増減率t年度の(5)×((a)／平成27年度の(5))(平成27年度名目産出額／平成27年度産出DF)－(平成27年度名目中間投入額／平成27年度中間投入DF)上位項目に統合するときは、固定基準年実質値の前年基準の実質値を加算して統合部門の実質値を求め、その伸び率を開始年から順次毎年度掛け合わせることにより連鎖方式の実質値を計算。なお、参照年を100として基準を調整 | 国民経済計算(内閣府)国内企業物価指数(日本銀行)製造業部門別投入・産出物価指数(日本銀行)企業向けサービス価格指数(日本銀行)建設工事費デフレーター(国土交通省)消費者物価指数(総務省)毎月勤労統計(厚生労働省) |

##### 府民所得及び府民可処分所得の分配

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 雇用者報酬(1) 賃金・俸給①現金給与ア 農林水産業(a) 農業(ｱ) 農家(ｲ) 農業企業等(b) 林業(ｱ) 林家(ｲ) その他(c) 水産業(d) 有給家族従業者の現金給与の加算イ 農林水産業以外の産業(公務を除く)(a) 常用雇用者(ｱ) 常用雇用者数(ｲ) 一人当たり現金給与総額(b) 臨時日雇雇用者(ｱ) 臨時日雇雇用者数(ｲ) 一人当たり現金給与総額(ｳ) 臨時・日雇賃金比率ウ 公務② 役員報酬(給与・賞与)ア 一人当たりの役員給与・賞与イ 役員数③ 現物給与④ 給与住宅差額家賃 | (1)＋(2)＋(3)①＋②＋③＋④ア＋イ＋ウ(a)＋(b)＋(c)＋(d)(ｱ)＋(ｲ)販売農家1戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数1人当たり雇用者報酬(全国平均)×1人当たり現金給与対全国比×農業法人雇用者数(ｱ)＋(ｲ)林業の県内純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率1人当たり雇用者報酬(全国平均)×1人当たり現金給与対全国比×林業法人雇用者数水産業の県内純生産×雇用労賃率有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数(a)＋(b)(ｱ)×(ｲ)「１１　経済活動別就業者数・雇用者数」を参照規模5人以上の一人当たり現金給与総額と規模1～4人の一人当たり現金給与総額を経済構造実態調査の規模別常用雇用者数で加重平均(ｱ)×(ｲ)×(ｳ)「１１　経済活動別就業者数・雇用者数」を参照上記(a)-(ｲ)と同様臨時労働者一人当たり年間現金給与総額÷常用労働者一人当たり年間現金給与総額生産系列を参照ア×イ常用雇用者の一人当たり現金給与×一人当たり平均賃金の格差「１１　経済活動別就業者数・雇用者数」を参照現金給与所得×現物給与比率{市中平均家賃(1か月1㎡あたり)－給与住宅家賃(1か月1㎡当たり)}×給与住宅延べ床面積×12か月 | 農業経営統計調査(農林水産省)農業構造動態調査(農林水産省)農林業センサス(農林水産省)法人企業統計(財務省)毎月勤労統計(府統計課、厚生労働省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)林業経営統計調査(農林水産省)漁業経営調査(農林水産省)賃金構造基本統計調査(厚生労働省)住宅・土地統計(総務省)内閣府資料 |
| (2) 雇主の現実社会負担① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担② その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 | ①＋②厚生年金、国民年金、共済組合、全国健康保険協会管掌健康保険、労働保険、国民健康保険、介護保険等の基金への雇主負担額を計上確定給付型企業年金、確定拠出型企業年金の基金への雇主負担額と退職一時金(民間分等)支給額を計上※雇主の現実社会負担は「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」から成るが、便宜上、①と②に分けて推計 | 直接照会厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)事業年報(協会けんぽ)国民健康保険事業年報(厚生労働省)介護保険事業状況報告(厚生労働省) |
| (3) 雇主の帰属社会負担① 雇主の帰属年金負担② 雇主の帰属非年金負担 | ①＋②現在勤務増分＋年金制度の手数料－雇主の現実年金負担退職一時金(政府分等)、公務災害補償費等を計上 | 直接照会地方財政状況調査(総務省) 内閣府資料 |
| 2 財産所得(非企業部門)(1) 一般政府(地方政府等)① 受取ア 利子(a) 府・市町村(ｱ) 普通会計(ｲ) 下水道事業(b) 地方社会保障基金イ 法人企業の分配所得(a) 府・市町村(b) 地方社会保障基金ウ 保険契約者に帰属する投資所得エ 賃貸料(a) 受取総賃貸料(ｱ) 府・市町村(ｲ) 地方社会保障基金(b) 土地税 | (1)＋(2)＋(3)ア＋イ＋ウ＋エ(a)＋(b)＋貸し手側FISIM消費額(ｱ)＋(ｲ)(財産運用収入－土地建物貸付料)＋預金利子＋貸付金利子収入該当項目の積上げ該当項目の積上げ(a)＋(b)該当項目の積上げ該当項目の積上げ非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)×制度部門別分割比率(a)－(b)(ｱ)＋(ｲ)該当項目の積上げ該当項目の積上げ該当項目の積上げ | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)直接照会厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)内閣府資料 |
| ② 支払ア 利子(a) 府・市町村(ｱ) 普通会計(ｲ) 下水道事業(b) 社会保障基金イ 賃貸料(a) 支払総賃貸料(b) 土地税 | ア＋イ(a)＋(b)－借り手側FISIM消費額(ｱ)＋(ｲ)地方債利子償還額＋一時借入金利子該当項目の積上げ一時借入金利子＋供託金利子＋支払利息等(a)－(b)土地借料等受取と同額 | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)直接照会内閣府資料 |
| (2) 家計①受取ア 利子(a) 預貯金利子(ｱ) 一般預貯金利子(ｲ) 社内預金利子(b) 有価証券利子(c) 信託利子 | ア＋イ＋ウ＋エ(a)＋(b)＋(c)＋貸し手側FISIM消費額(ｱ)＋(ｲ)全国値×個人分割合×個人預金残高対全国比全国値×個人預金残高対全国比全国値×個人預金残高対全国比全国値×個人預金残高対全国比 | 日本銀行HP国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| イ 配当 | 全国値×配当所得対全国比 | 国民経済計算(内閣府)国税庁統計年報(国税庁) |
| ウ その他の投資所得(a) 保険契約者に帰属する投資所得(ｱ) 生命保険(ｲ) 非生命保険(ｳ) 定型保証A 信用保証協会B 住宅ローン保証を提供する機関C 農林漁業信用基金(ｴ) 保険契約者配当(b) 年金受給権に係る投資所得(c) 投資信託投資者に帰属する投資所得 | (a)＋(b)＋(c)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)＋(ｴ)生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)全額を計上非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)×制度部門別分割比率A＋B＋C信用保証協会の「定型保証の帰属収益」(支払)×制度部門別分割比率住宅ローン保証を提供する機関の「定型保証の帰属収益」(支払)の同額を計上全国値×林業産出額対全国比保険契約者配当の支払額全額を計上支払額全額を計上支払額×家計分割合(国の投資信託受益証券) | 国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| エ 賃貸料(a) 受取総賃貸料(b) 土地税 | (a)－(b)家計の支払総賃貸料×受取・支払総賃貸料比率土地税総額×制度部門別分割比率 | 内閣府資料 |
| ②支払(消費者負債利子)ア 全国銀行(銀行勘定)イ 生命保険会社ウ その他 | ア＋イ＋ウ－借り手側FISIM消費額全国値×負債現在高(住宅・土地分を除く)対全国比全国値×保有契約高(個人保険・団体保険)対全国比全国値×負債現在高(住宅・土地分を除く)対全国比 | 全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)内閣府資料 |
| (3) 対家計民間非営利団体① 受取ア 利子イ 配当ウ 保険契約者に帰属する投資所得エ 賃貸料(a) 受取総賃貸料(b) 土地税 | ア＋イ＋ウ＋エ全国値(FISIM調整後)×民間非営利団体従業者数対全国比全国値×民間非営利団体従業者数対全国比非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)×制度部門別分割比率(a)－(b)全国値×民間非営利団体従業者数対全国比土地税総額×制度部門別分割比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| ② 支払ア 利子イ 賃貸料(a) 支払総賃貸料(b) 土地税 | ア＋イ全国値(FISIM調整後)×民間非営利団体従業者数対全国比(a)－(b)全国値×民間非営利団体従業者数対全国比土地税総額×制度部門別分割比率 | 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| 3 企業所得(1) 民間法人企業① 非金融法人企業ア 営業余剰イ 財産所得(受取)(a) 利子(b) 法人企業の分配所得(c) 保険契約者に帰属する投資所得(ｱ) 非生命保険(ｲ) 定型保証(d) 賃貸料(ｱ) 受取総賃貸料(ｲ) 土地税ウ 財産所得(支払)(a) 利子(b) 法人企業の分配所得(c) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | (1)＋(2)＋(3)①＋②ア＋イ－ウ「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」で推計した営業余剰・混合所得－金融・保険業の営業余剰－個人企業の営業余剰・混合所得－公的非金融法人企業の営業余剰(a)＋(b)＋(c)＋(d)全国値(FISIM調整後)×民間非金融法人企業の営業余剰対全国比全国値×民間非金融法人企業の営業余剰対全国比(ｱ)＋(ｲ)非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)×制度部門別分割比率信用保証協会の「定型保証の帰属収益」(支払)×制度部門別分割比率(ｱ)－(ｲ)全国値×法人決定価格対全国比土地税総額×制度部門別分割比率(a)＋(b)＋(c)全国値(FISIM調整後)×民間非金融法人企業の営業余剰対全国比全国値×民間非金融法人企業の営業余剰対全国比(ｱ)－(ｲ)全国値×法人決定価格対全国比土地税総額×制度部門別分割比率 | 国民経済計算(内閣府)固定資産の価格等の概要調書(総務省)内閣府資料 |
| ② 金融機関ア 営業余剰イ 財産所得(受取)(a) 利子(ｱ) 金融機関(ｲ) 生命保険(ｳ) 非生命保険(b) 法人企業の分配所得(c) その他の投資所得(ｱ) 保険契約者に帰属する投資所得(ｲ) 投資信託投資者に帰属する投資所得ウ 財産所得(支払)(a) 利子(ｱ) 金融機関(ｲ) 生命保険(ｳ) 非生命保険(b) 法人企業の分配所得(c) その他の投資所得(ｱ) 保険契約者に帰属する投資所得A 生命保険帰属収益B 非生命保険帰属収益C 定型保証の帰属収益ⅰ 信用保証協会ⅱ 住宅ローン保証を提供する機関D 保険契約者配当ⅰ 生命保険ⅱ 非生命保険(ｲ) 年金受給権に係る投資所得(ｳ) 投資信託投資者に帰属する投資所得(d) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | ア＋イ－ウ「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」で推計した金融・保険業の営業余剰・混合所得－公的金融機関の営業余剰(a)＋(b)＋(c)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)＋貸し手側FISIM消費額－借り手側FISIM産出額全国値×国内銀行貸出残高対全国比全国値×保有契約高対全国比全国値×(保険料収入－受取保険金の対全国比)全国値×民間金融機関の営業余剰対全国比(ｱ)＋(ｲ)非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得(支払)×制度部門別分割比率支払額×民間金融機関分割合(国の投資信託受益証券)(a)＋(b)＋(c)＋(d)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)－借り手側FISIM消費額＋貸し手側FISIM産出額全国値×国内銀行預金残高対全国比全国値×保有契約高対全国比全国値×(保険料収入－支払保険金の対全国比)全国値×民間金融機関の営業余剰対全国比(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)A＋B＋C＋D全国値×保有契約高対全国比全国値×(保険料収入－支払保険金の対全国比)ⅰ＋ⅱ利息配当収入－支払利息全国値×負債現在高(住宅・土地分)対全国比ⅰ＋ⅱ全国値×保有契約高対全国比全国値×(保険料収入－受取保険金の対全国比)全国値×厚生年金保険の保険料収納済額対全国比×内民転換比率全国値×預金残高対全国比(ｱ)－(ｲ)全国値×法人決定価格対全国比土地税総額×制度部門別分割比率 | 日本銀行HP全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)固定資産の価格等の概要調書(総務省)内閣府資料 |
| (2) 公的企業① 非金融法人企業ア 営業余剰イ 財産所得(受取)(a) 利子(b) 法人企業の分配所得(c) 賃貸料(ｱ) 受取総賃貸料(ｲ) 土地税ウ 財産所得(支払)(a) 利子(b) 法人企業の分配所得(c) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | ①＋②ア＋イ－ウ対象機関の決算書等により直接推計した営業余剰－中間投入としてのFISIM消費額(a)＋(b)＋(c)全国値(FISIM調整後)×公的非金融法人企業の営業余剰対全国比全国値×公的非金融法人企業の営業余剰対全国比(ｱ)－(ｲ)全国値×法人決定価格対全国比土地税総額×制度部門別分割比率(a)＋(b)＋(c)全国値(FISIM調整後)×公的非金融法人企業の営業余剰対全国比全国値×公的非金融法人企業の営業余剰対全国比(ｱ)－(ｲ)全国値×法人決定価格対全国比土地税総額×制度部門別分割比率 | 直接照会財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)地方公営企業決算状況調査(総務省)国立病院機構HP固定資産の価格等の概要調書(総務省)内閣府資料 |
| ② 金融機関ア 営業余剰イ 財産所得(受取)(a) 利子(ｱ) 金融機関(ｲ) 生命保険(ｳ) 非生命保険(b) 法人企業の分配所得ウ 財産所得(支払)(a) 利子(ｱ) 金融機関(ｲ) 生命保険(ｳ) 非生命保険(b) 法人企業の分配所得(c) その他の投資所得(ｱ) 保険契約者に帰属する投資所得A 生命保険帰属収益B 非生命保険帰属収益D 保険契約者配当(ｲ) 年金受給権に係る投資所得 | ア＋イ－ウ[対象機関別に]全国値×対全国比(貸付金残高、法人事業税収入額等)(a)＋(b)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)＋貸し手側FISIM消費額－借り手側FISIM産出額全国値×貸出等残高対全国比全国値×保有契約高対全国比農業共済事業と交通災害共済事業の数値を積み上げ全国値×公的金融機関の営業余剰対全国比(a)＋(b)＋(c)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)－借り手側FISIM消費額＋貸し手側FISIM産出額全国値×貸出等残高対全国比全国値×保有契約高対全国比農業共済事業と交通災害共済事業の数値を積み上げ全国値×公的金融機関の営業余剰対全国比(ｱ)＋(ｲ)A＋B＋C全国値×保有契約高対全国比農業共済事業と交通災害共済事業の数値を積み上げ全国値×保有契約高対全国比全国値×厚生年金保険の保険料収納済額対全国比×内民転換比率 | 地方財政状況調査(総務省)内閣府資料 |
| (3) 個人企業① 農林水産業ア 混合所得(a) 農林水産業純生産(要素費用表示)(b) 農林水産業雇用者報酬(内ベース)(c) 農林水産業民間法人企業営業余剰イ 財産所得(受取)ウ 財産所得(支払)(a) 利子(b) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | ①＋②＋③ア＋イ－ウ(a)－(b)－(c)「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照民間法人企業所得×農林水産業割合×営業余剰への転換比率家計と個人企業を区別できないため推計しない［全額家計に計上］(a)＋(b)全国値×農業協同組合・漁業協同組合貸付金残高対全国比－借り手側FISIM消費額(ｱ)－(ｲ)田の10アール当たり賃貸料×田の借入耕地面積＋畑の10アール当たり賃貸料×畑の借入耕地面積土地税総額×制度部門別分割比率 | 国民経済計算(内閣府)直接照会農林金融(農林中金総合研究所)田畑価格及び賃貸料調(日本不動産研究所)農林業センサス(農林水産省)内閣府資料 |
| ② その他の産業(非農林水産・非金融)ア 混合所得イ 財産所得(受取)ウ 財産所得(支払)(a) 利子(b) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | ア＋イ－ウ(一企業当たり本業混合所得×個人企業数)＋内職混合所得＋兼業混合所得［経済活動別に推計して合算］家計と個人企業を区別できないため推計しない［全額家計に計上］(a)＋(b)全国値×非農林水産業個人企業数対全国比－借り手側FISIM消費額(ｱ)－(ｲ)持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率土地税総額×制度部門別分割比率 | 国税庁統計年報(国税庁)国勢調査(総務省)労働力調査(府統計課)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)住宅・土地統計(国土交通省)家計調査(総務省)全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)内閣府資料 |
| ③ 持ち家ア 営業余剰イ 財産所得(受取)ウ 財産所得(支払)(a) 利子(ｱ) 全国銀行(銀行勘定)(ｲ) 住宅金融支援機構(ｳ) その他(b) 賃貸料(ｱ) 支払総賃貸料(ｲ) 土地税 | ア＋イ－ウ持ち家帰属家賃×営業余剰率家計と個人企業を区別できないため推計しない［全額家計に計上］(a)＋(b)(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)－借り手側FISIM消費額全国値×負債現在高(住宅・土地分)対全国比全国値×貸付金残高対全国比全国値×負債現在高(住宅・土地分)対全国比(ｱ)－(ｲ)持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率土地税総額×制度部門別分割比率 | 全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)住宅・土地統計(国土交通省)内閣府資料 |
| 4 府民所得(要素費用表示) | 1雇用者報酬＋2財産所得(非企業部門)＋3企業所得 |  |
| 5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)(1) 生産・輸入品に課される税(2) 補助金 | (1)－(2)「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照 |  |
| 6 府民所得(第1次所得バランス) | 4府民所得(要素費用表示)＋5生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府) |  |
| 7 経常移転の受取(純) | 制度部門別に財産所得以外の移転項目(「年金受給権の変動調整」を除く)の受払のネットを計上 |  |
| 8 府民可処分所得 | 6府民所得(第１次所得バランス)＋7経常移転の受取(純) |  |
| (参考)府民総所得(市場価格表示) | 4府民所得(要素費用表示)＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税(控除)補助金(中央政府、地方政府) |  |

##### 府内総生産(支出側)(名目)

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 民間最終消費支出 | (1)＋(2) |  |
| (1) 家計最終消費支出 | 13目的別最終消費支出＝①×②① 13目的別最終消費支出の全国値② 家計最終消費支出対全国比(13目的別)＝(a＋b)／(A＋B)a 全国家計構造調査による府値推計値＝ア×イア 府の１世帯当たりの支出額イ 府の世帯数※上記推計を二人以上世帯・単身世帯別に行う。b 府値直接推計値＝ア＋イア 全国家計構造調査では捕捉していないSNA概念の推計項目(新規に加算する項目)(a) 生命保険サービス(b) 年金基金サービス(c) 証券手数料(d) FISIM消費額イ 全国家計構造調査では的確に把握していないと考えられる推計項目(上記aの推計からは控除後、別途推計加算する項目)(e) 家賃(持ち家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む)(f) 非生命保険サービス(g) 自動車購入額(h) 医療費(自己負担分)(i) 介護費(自己負担分)A 全国家計構造調査による国値推計値：「a 全国家計構造調査による府値推計値」と同様B 国値直接推計値：「b 府値直接推計値」と同様 | 全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省)国勢調査(総務省)住宅・土地統計調査(総務省)国勢調査(総務省)建築動態統計(国土交通省)消費者物価指数(総務省)全県及び都道府県別車種別年間登録台数軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査(販売)台数(全国軽自動車協会連合会)小売物価統計調査(総務省)産業連関表(総務省)内閣府資料 |
| (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 | 対家計民間非営利団体最終消費支出＝①－②－③① 「非市場生産者(非営利)」部門の産出額② 財貨・サービスの販売③ 自己勘定総固定資本形成(R&D)＝ア×イア 国の「対家計民間非営利団体」のR&Dイ 非市場生産者(非営利)の産出額の対全国比 | 国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| 2 地方政府等最終消費支出 | 地方政府等最終消費支出＝①－②－③＋④① 「非市場生産者(政府)」部門の産出額(地方政府等)② 財貨・サービスの販売(地方政府等)③ 自己勘定総固定資本形成(R&D)(地方政府等)＝ア×イア 国の「一般政府」のR&Dイ 非市場生産者(政府)の産出額の対全国比④ 現物社会移転(市場産出の購入)：分配系列より | 財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)国民経済計算(内閣府)大阪府産業連関表(府統計課) |
| 3 府内総資本形成 | (1)＋(2) |  |
| (1) 総固定資本形成a 民間(a) 住宅(b) 企業設備b 公的(a) 住宅(b) 企業設備(c) 一般政府 | a＋b(a)＋(b)①－②① 住宅投資総額＝(ア＋イ)×ウ＋エ×オア 国の民間住宅(改装・改修以外)イ 国の公的住宅ウ 居住用年度計工事費(出来高ベース)の対全国比エ 国の民間住宅(改装・改修)オ 民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比② 公的住宅投資額：b(a)参照①＋②＋③＋④＋⑤① その他の建築・構築物及び機械・設備(製造業)＝ア×イア 国のその他の建築・構築物及び機械・設備(製造業)イ 有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比② その他の建築・構築物及び機械・設備(製造業以外)＝ア×イア 国のその他の建築・構築物及び機械・設備(製造業以外)イ 総生産(製造業を除く市場生産者)の対全国比③ 育成生物資源＝ア×イア 国の育成生物資源イ 「果実(果樹)＋乳牛＋その他の畜産」産出額の対全国比④ 研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェア＝ア×イア 国の研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェアイ 総生産対全国比⑤ 娯楽作品原本＝ア×イア 国の娯楽作品原本イ a-bの対全国比a 「放送業」「映像・音声・文字情報制作業」売上額b NHKの受信料収入＋交付金収入(a)＋(b)＋(c)①＋②＋③① 国出先機関・公的企業＝住宅建設費＋建設仮勘定の住宅建設費② 大阪府＝普通建設事業費(住宅分)－土地購入補償費③ 市町村＝普通建設事業費(住宅分)－用地取得費①＋②＋③① 公的企業＝有形固定資産－土地購入費＋ソフトウェア開発費＋減価償却額② 大阪府(公営企業)＝建設改良費－用地取得費③ 市町村(公営企業)＝建設改良費－用地取得費①＋②＋③① 国出先機関＝施設費－土地購入費・住宅建設費② 大阪府＝普通建設事業費－住宅分－土地購入補償費③ 市町村＝普通建設事業費－住宅分－用地取得費 | 国民経済計算(内閣府)生産農業所得統計(農林水産省)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)経済構造実態調査(総務省・経済産業省)建築総合統計年度表(国土交通省)財政状況調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)工業統計調査(府統計課)建築着工統計調査(国土交通省)地方公営企業決算状況調査(総務省)内閣府資料 |
| (2) 在庫変動 | 民間・公的別に、以下の手順で推計する。① 名目在庫残高比率＝国の名目在庫残高／国の産出額② 府の名目在庫残高＝府の産出額×名目在庫残高比率③ 府の実質在庫残高＝府の名目在庫残高／在庫残高DF(年度末)④ 府の実質在庫変動＝年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高⑤ 府の名目在庫変動＝実質在庫変動×在庫残高DF(年度平均) | 国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |
| 4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・ | (1)＋(2) |  |
| (1) 財貨・サービスの移出入(純) | ①－②＋③＋④① 移輸出額＝ア×イア 経済活動別産出額イ 経済活動別移輸出率＝移輸出額／産出額② 移輸入額＝ア×イア 中間投入＋民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出＋総資本形成イ 移輸入率＝移輸入額／(中間需要額＋府内最終需要額)③ 政府サービス生産等の産出のうち準地域への移出額＝アーイーウア 「非市場生産者(政府)」部門の産出額(中央政府等)イ 財貨・サービスの販売(中央政府等)ウ 自己勘定総固定資本形成(R&D)(中央政府等)＝a×ba 国の「一般政府」のR&Db 非市場生産者(政府)の産出額の対全国比④ FISIMの移輸出入額(純)＝ア－イア FISIM産出額　※生産系列で推計イ FISIM消費額 | 大阪府産業連関表(府統計課) |
| (2) 統計上の不突合 | 統計上の不突合＝府内総生産(生産側)－(民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出＋府内総資本形成＋財貨・サービスの移出入(純)) |  |
| 5 域外からの要素所得(純) | 府民所得(要素費用表示)－府内純生産(要素所得表示) |  |

##### 府内総生産(支出側)(実質：連鎖方式)

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 民間最終消費支出(1) 家計最終消費支出(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出2 地方政府等最終消費支出3 府内総資本形成(1) 総固定資本形成(2) 在庫変動４ 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差５ 府内総生産(支出側) | (1)と(2)を連鎖統合13目的別最終消費支出(a.食料・非アルコール飲料～m.個別ケア・社会保護・その他)について、国の当該DFを価格指数として連鎖方式で実質化し、連鎖統合国の当該DFを価格指数として連鎖方式で実質化国の当該DFを価格指数として連鎖方式で実質化(1)と(2)を連鎖統合まず、民間・公的それぞれにおいて、各内訳項目の民間住宅、民間企業設備、公的住宅、公的企業設備及び一般政府について、国の当該DFを価格指数として連鎖方式で実質化。次に、民間と公的を連鎖統合民間企業・公的(公的企業・一般政府)別に在庫残高DF(年度平均)を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合５府内総生産(支出側)－(1民間最終消費支出＋2地方政府等最終消費支出＋3府内総資本形成)連鎖方式による府内総生産(生産側)実質値 | 国民経済計算(内閣府)内閣府資料 |

##### 統合勘定

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| (１) 府内総生産勘定(生産側及び支出側)府内総生産(生産側)1.1 雇用者報酬(府内活動による)1.2 営業余剰・混合所得1.3 固定資本減耗1.4 生産・輸入品に課される税(中央政府、地方政府)1.5 (控除)補助金(中央政府、地方政府)府内総生産(支出側)1.6 民間最終消費支出1.7 地方政府等最終消費支出1.8 府内総固定資本形成1.9 在庫変動1.10 財貨・サービスの移出入(純)1.11 統計上の不突合 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照 |  |
| (２) 府民可処分所得と使用勘定府民可処分所得の使用2.1 民間最終消費支出2.2 地方政府等最終消費支出2.3 府民貯蓄府民可処分所得2.4 雇用者報酬(府内活動による)2.5 府外からの雇用者報酬(純)2.6 営業余剰・混合所得2.7 域外からの財産所得(純)2.8 生産・輸入品に課される税(地方政府)2.9 (控除)補助金(地方政府)2.10 域外からの経常移転(純) | 「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「７　制度部門別所得支出勘定」を参照「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照府民雇用者報酬－府内雇用者報酬「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照各制度部門の(財産所得(受取)－財産所得(支払))の合計「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照各制度部門の財産所得項目以外の移転所得の受取－支払の合計 |  |
| (３) 資本勘定資産の変動3.1 府内総固定資本形成3.2 (控除)固定資本減耗3.3 在庫変動3.4 純貸出(＋)/純借入(－)貯蓄・資本移転による正味資産の変動3.5 府民貯蓄3.6 域外からの資本移転(純)3.7 (控除)統計上の不突合 | 「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照(3.5＋3.6－3.7)－(3.1－3.2＋3.3)　※バランス項目「７　制度部門別所得支出勘定」を参照各制度部門の資本移転(純)の合計「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照 |  |
| (４) 域外勘定(経常取引)支払4.1 財貨・サービスの移出入(純)4.2 雇用者報酬(支払)4.3 財産所得(純)4.4 経常移転(純)4.5 経常収支(域外)受取4.6 雇用者報酬(受取)4.7 生産・輸入品に課される税(中央政府)4.8 (控除)補助金(中央政府) | 「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照府外常住・府内就業雇用者の雇用者報酬各制度部門の(財産所得(受取)－財産所得(支払))の合計各制度部門の財産所得項目以外の移転所得の受取－支払の合計(4.6＋4.7－4.8)－(4.1＋4.2＋4.3＋4.4)　※バランス項目府内常住・府外就業雇用者の雇用者報酬「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照 |  |

##### 制度部門別所得支出勘定

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 営業余剰・混合所得 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」の「3 企業所得」を参照 |  |
| 2 雇用者報酬 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」の「1 雇用者報酬」を参照 |  |
| 3 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府等) | 「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照 |  |
| 4 財産所得 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」の「2 財産所得(非企業部門)」及び「3 企業所得」を参照 |  |
| 5 所得・富等に課される経常税(支払)(受取) | (1) 非金融法人企業、金融機関、家計に計上されるもの利子所得税、配当所得税、上場株式等の譲渡所得税等、道府県民税(利子割)←平成27年まで(2) 非金融法人企業、金融機関に計上されるもの法人税、法人特別税、地方法人税、道府県民税(法人税割)、市町村民税(法人税割)、特別法人事業税、事業税(法人)、道府県民税(均等割・法人)、市町村民税(均等割・法人)(3) 金融機関に計上されるもの日本銀行納付金←東京都のみ計上(4) 家計に計上されるもの給与所得税、退職所得税、報酬・料金等所得税、申告所得税、道府県民税(所得割)、市町村民税(所得割)、道府県民税(配当割)、道府県民税(株式等譲渡所得割)、道府県民税(利子割)(※H28以降)、事業税(個人)、自動車重量税の半額、国際観光旅客税のうち居住者家計負担分,自動車税(種別割,環境性能割)の半額、自動車取得税の半額、軽自動車税(種別割,環境性能割)の半額、狩猟税、道府県民税(均等割・個人)、市町村民税(均等割・個人)(支払)の税項目のうち地方税分の府内徴収税額を一般政府(地方政府)に計上 | 国税庁HP地方財政状況調査(総務省)直接照会内閣府資料 |
| 6 純社会負担(1) 雇主の現実社会負担(支払)① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担② その他の社会保険制度に係る現実社会負担(受取)① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担② その他の社会保険制度に係る現実社会負担(2) 雇主の帰属社会負担(支払)① 雇主の帰属年金負担② 雇主の帰属非年金負担(受取)① 雇主の帰属年金負担② 雇主の帰属非年金負担(3) 家計の現実社会負担(支払)① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担② その他の社会保険制度に係る現実社会負担(受取)① 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担② その他の社会保険制度に係る現実社会負担(4) 家計の追加社会負担(支払)(受取)(5) (控除)年金制度の手数料(支払)(受取) | (1)＋(2)＋(3)＋(4)－(5)①＋②特別会計(健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険、船員保険)、共済組合、組合管掌健康保険、児童手当、基金、介護保険について、収納済額等を家計に計上確定給付型企業年金、退職一時金(民間等)、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、国家公務員共済組合(退職等年金経理)、地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理)、日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)、確定拠出年金(企業型)について、収納済額等を家計に計上①＋②(支払)と同じ項目のうち、地方社会保障基金分の収納済額等を一般政府(地方政府等)に計上(支払)と同じ項目について、収納済額等を金融機関に計上①＋②現在勤務増分(年金制度の手数料を含む)－確定給付企業年金に関わる雇主の現実社会負担を家計に計上退職一時金(政府等)、公務災害補償費、その他(左記以外の雇用者福祉のための雇主負担)について、決算額等を家計に計上①＋②支払額と同額を金融機関に計上退職一時金(政府等)と公務災害補償費は支払額のうち地方政府分を一般政府(地方政府等)に、その他(左記以外の雇用者福祉のための雇主負担)は支払額を制度部門別分割比率で非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体に分割して計上①＋②特別会計(健康保険、厚生年金、国民年金、雇用保険、船員保険)、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会、介護保険について、収納済額等を家計に計上確定給付型企業年金、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金、国家公務員共済組合(退職等年金経理)、地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理)、日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)、確定拠出年金(個人型)について、収納済額等を家計に計上①＋②(支払)と同じ項目のうち、地方社会保障基金分の収納済額等を一般政府(地方政府等)に計上(支払)と同じ項目について、収納済額等を金融機関に計上「年金受給権に係る投資所得額」と同額を家計(個人企業を含む)に計上「年金受給権に係る投資所得額」と同額を金融機関に計上年金基金の産出額と同額を家計(個人企業を含む)に計上年金基金の産出額と同額を金融機関に計上 | 事業年報(協会けんぽ)国民経済計算(内閣府)厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)直接照会国民健康保険事業年報(厚生労働省)後期高齢者医療事業状況報告(厚生労働省)国家公務員給与等実態調査報告書(人事院)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)児童手当事業年報(内閣府)介護保険事業状況報告(厚生労働省)勤労者退職金共済機構HP地方公務員給与の実態(総務省)学校基本調査(文部科学省、府統計課)内閣府資料 |
| 7 現物社会移転以外の社会給付(1) 現金による社会保障給付(支払)(受取)(2) その他の社会保険年金給付(支払)(受取)(3) その他の社会保険非年金給付(支払)(受取)(4) 社会扶助給付(支払)(受取) | 特別会計(健康保険、厚生年金、国民年金、労災保険、雇用保険、船員保険)、国民健康保険、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会、児童手当、社会保障基金、介護保険の現金による給付額のうち、地方社会保障基金分を一般政府(地方政府等)に計上(支払)と同じ項目について、収納済額等を家計に計上確定給付型企業年金、退職一時金(民間等)、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金、国家公務員共済組合(退職等年金経理)、地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理)、日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)、確定拠出年金(企業型)、確定拠出年金(個人型)について、給付額等を金融機関に計上(支払)と同額を家計に計上雇主の帰属非年金負担の受取額と同額を非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体に計上雇主の帰属非年金負担の支払額と同額を家計に計上一般政府：地方政府の扶助費、恩給等を決算書等から積み上げ対家計民間非営利団体：全国値×従業者数対全国値(支払)の総額を家計に計上 | 国民経済計算(内閣府)直接照会厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)国民健康保険事業年報(厚生労働省)国勢調査(総務省)事業年報(協会けんぽ)児童手当事業年報(内閣府)介護保険事業状況報告(厚生労働省)勤労者退職金共済機構HP人口推計(総務省)地方財政状況調査(総務省)内閣府資料 |
| 8 その他の経常移転(1) 非生命保険金(支払)① 民間非生命保険・公的非生命保険(損害保険)② 定型保証(受取)① 民間非生命保険・公的非生命保険(損害保険)② 定型保証(2) 非生命純保険料(支払)① 民間非生命保険・公的非生命保険(損害保険)② 定型保証(受取)(3) 一般政府内の経常移転(支払)(受取)(4) 他に分類されない経常移転(支払)① その他の経常移転a 対家計民間非営利団体への経常移転b 対家計民間非営利団体以外への経常移転(ｱ) 家計間の仕送り金(ｲ) 一般政府への支払(ｳ) 一般政府の支払(ｴ) 非金融法人企業、金融機関(一般政府からの受取)② 罰金(受取)① その他の経常移転a 対家計民間非営利団体への経常移転b 対家計民間非営利団体以外への経常移転(ｱ) 家計間の仕送り金(ｲ) 一般政府への支払(ｳ) 一般政府の支払(ｴ) 非金融法人企業、金融機関(一般政府からの受取)② 罰金 | (1)＋(2)＋(3)＋(4)①＋②生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に計上全国値×定型保証サービス産出額対全国比を金融機関に計上①＋②(支払)と同額を制度部門別分割比率により各制度部門に計上。受取制度部門が特定できるものは、直接その制度部門に計上。一般政府は、地方政府等分のみ計上(支払)と同額を金融機関に計上①＋②非生命保険金の受取額を各制度部門に計上。一般政府は地方政府等分のみ計上非生命保険の支払額を制度部門別分割比率で民間非金融法人企業と家計に計上非生命保険金の支払額と同額を金融機関に計上決算書等から該当項目を計上決算書等から該当項目を計上全国値×法人事業税対全国比等により、非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計に計上(遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×世帯数を家計に計上(受取)と同額を制度部門別に整理して、非金融法人企業、金融機関、家計に計上失業対策費、社会教育費、体育施設費等を一般政府(地方政府等)に計上(受取)と同額を一般政府(地方政府等)に計上(受取)と同額を制度部門別分割比率で非金融法人企業、金融機関、家計に計上(支払)と同額を対家計民間非営利団体に計上全国値×学部学生数対全国比を家計に計上雑収入、用途指定寄付金等を一般政府に計上(支払)と同額を家計に計上全国値×営業余剰対全国比を非金融法人企業、金融機関に計上罰金、延滞金、追徴金等について、決算書等からの積上げや全国値按分により推計し、一般政府(地方政府等)に計上 | 統計集(損害保険料率算出機構)地方財政状況調査(総務省)財政状況調査(府統計課)家計調査(総務省)全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)(総務省学校基本調査(文部科学省)国民経済計算(内閣府)内閣府資料厚生年金・国民年金事業年報(厚生労働省)人口推計（総務省）大阪市決算書 |
| 9 最終消費支出 | 「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照 |  |
| 10 年金受給権の変動調整(支払)(受取) | 雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付を金融機関に計上(支払)と同額を家計に計上 |  |
| 11 貯蓄 | 制度部門ごとに、受取合計－支出合計 |  |

##### 制度部門別資本勘定

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 1 総固定資本形成2 (控除)固定資本減耗3 在庫変動４ 土地の購入(純)５ 純貸出(＋)／純借入(－)６ 貯蓄７ 資本移転(純) | 一般政府以外：住宅(民間・公的)と企業設備(民間・公的)の合計額を、制度部門別分割比率で非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体に計上一般政府：企業設備(一般政府)と同額を計上「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」を参照。なお、市場生産者の固定資本減耗は、制度部門別分割比率で分割し、非金融法人企業、金融機関、家計に計上「４　府内総生産(支出側)(名目)」を参照。なお、民間在庫変動は、制度部門別分割比率で非金融法人企業と家計(個人企業)に計上。公的在庫変動は、全額を非金融法人企業に計上国出先機関：土地購入・換地清算金－土地・立木竹売払代府・市町村：(用地取得費－補償費)－土地売却収入一般政府以外は資料の制約上推計せず、純貸出(＋)／純借入(－)に含めている。(６貯蓄＋７資本移転(純))－(1総固定資本形成－2固定資本減耗＋3在庫変動＋４土地の購入(純))←バランス項目「７　制度部門別所得支出勘定」を参照制度部門ごとに、資本移転額(受取)－資本移転額(支払) | 建築着工統計調査(国土交通省)住宅着工統計調査(国土交通省)国民経済計算(内閣府)工業統計調査(府統計課)地方財政状況調査(総務省)財政状況調査(府統計課) |

##### 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出取引

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 財産所得 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」の「2 財産所得(非企業部門)」を参照 |  |
| 現物社会移転以外の社会給付 | 「７　制度部門別所得支出勘定」の「7 現物社会移転以外の社会給付」を参照 |  |
| 域内の他の一般政府(地方政府等)に対する経常移転域内の他の一般政府(地方政府等)からの経常移転 | 「７　制度部門別所得支出勘定」の「8 その他の経常移転」のうち「(3) 一般政府内の経常移転」を参照 |  |
| 域外の一般政府に対する経常移転域外の一般政府からの経常移転 | 資料から該当項目を計上する | 地方財政状況調査(総務省) |
| 他部門に対するその他の経常移転他部門からのその他の経常移転 | 「７　制度部門別所得支出勘定」の「8 その他の経常移転」のうち「(1) 非生命保険金」「(2) 非生命純保険料」及び「(4) 他に分類されない経常移転」を参照 |  |
| 最終消費支出 | 「４　府内総生産(支出側)(名目)」の「2 地方政府等最終消費支出」を参照 |  |
| 貯蓄 | 受取合計－支出合計 |  |
| 生産・輸入品に課される税(控除)補助金 | 「１０　経済活動別府内総生産及び要素所得」の「⑥ 生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を参照 |  |
| 所得・冨等に課される経常税 | 「７　制度部門別所得支出勘定」の「5 所得・富等に課される経常税」を参照 |  |
| 純社会負担 | 「７　制度部門別所得支出勘定」の「6 純社会負担」を参照 |  |

##### 経済活動別府内総生産及び要素所得

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| ① 産出額(生産者価格表示) | 「１　経済活動別府内総生産(名目)」を参照 |  |
| ② 中間投入 | 「１　経済活動別府内総生産(名目)」を参照 |  |
| ③ 府内総生産(生産者価格表示) | ①－② |  |
| ④ 固定資本減耗 | 固定資本減耗額＝府の産出額×(1)(1) 国の固定資本減耗比率＝国の固定資本減耗額／国の産出額 | 内閣府資料 |
| ⑤ 府内純生産(生産者価格表示) | ③－④ |  |
| ⑥ 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(1) 生産・輸入品に課される税(2) 補助金 | (1)－(2)ア＋イア 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税不動産関係税、自動車関係税、事業所税、印紙収入、消費税、国際観光旅客税別に、決算書等の総額を産出額や総生産額で経済活動別に分割イ 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税酒税は飲料製造業、たばこ税はたばこ製造業というように、税項目に対応する特定の経済活動に計上。関税と輸入品商品税は、「輸入品に課される税・関税」として一括計上(「１　経済活動別府内総生産(名目)」を参照)全国値×総生産対全国比 | 地方財政状況調査(総務省)大阪府税務統計(府税政課)固定資産の価格等の概要調書(総務省)直接照会国民経済計算(内閣府)国税庁HP内閣府資料 |
| ⑦ 府内要素所得 | ⑤－⑥ |  |
| ⑧ 府内雇用者報酬 | 「３　府民所得及び府民可処分所得の分配」を参照 |  |
| ⑨ 営業余剰・混合所得 | ⑦－⑧ |  |

##### 経済活動別就業者数・雇用者数

| 項目 | 推計方法 | 主な資料名・照会先 |
| --- | --- | --- |
| 以下の手順で推計。なお、府内就業の就業者数・雇用者数は、以下の手順で①府内常住、②府内常住・府外就業、③府外常住・府内就業　の就業者数・雇用者数をそれぞれ推計し、①－②＋③により求める。 |
| (1) 国勢調査年の就業者数(2) 国勢調査年以外の就業者総数(3) 従業上の地位別就業者数(二重雇用調整前)(4) 従業上の地位別就業者数(二重雇用調整後)(5) 臨時日雇雇用者比率(6) 従業上の地位別就業者数(7) 経済活動別・従業上の地位別就業者数 | 国勢調査の「労働力状態」を用いて就業者総数を推計毎月勤労統計の常用雇用指数の増加率を用いて就業者総数を補間・補外国勢調査の「産業別・従業上の地位別」クロスデータを用いて就業者総数を産業別、従業上の地位(個人業主、家族従業者、役員、雇用者)別の就業者数を推計(3)に二重雇用比率を乗じ、副業分を加算経済構造実態調査を用いて臨時日雇雇用者比率(雇用者に対する臨時日雇雇用者の比率)を推計。なお、経済構造実態調査調査年以外は、比率を直線補間(4)の雇用者数に(5)を乗じ、雇用者を常用雇用者と臨時日雇雇用者に分割(6)を経済活動別に集計し、経済活動別・従業上の地位別就業者数を推計 | 国勢調査(総務省)毎月勤労統計(府統計課)経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)内閣府資料 |